

三、共済組合、親睦會式の組織のある場合は、それを戰闘化し、工場委員化すること。

(ニ)現在作られてゐる工場委員会は、それが従業員のみによつて作られた、自主的のものであつても、大抵、非戰闘的のものであつて、その組織の如きも、民主的中央集権の組織になつてゐない。甚しきに至つては、ダラ幹の統制機關化されてゐるものすらある。だからこの種の工場委員会に對しては、極力それを戰闘化する方針が取られなければならない。我々は、労働條件の維持改善に關する工場内のあらゆる問題を、この委員会へ持ち出すと同時に、この工場委員会の活動を活潑にするため、月一回以上の總會を定期的に開催するやうに導き、委員会を能動的なものたらしめ、且つこの委員会を、徹底的に民主化し、工場座談會、研究會、工場自衛團組織、等々の問題を處理せしめるやうにすることが絶対に必要である。(總同盟あたりのダラ幹がこの種の工場委員会を利用し、組合の分會化してゐる場合は——この場合は大抵團體協約権を持つてゐる——總同盟の分會とこの工場委員会とを分離させる方針を取り、分會は分會、工場委員会は工場委員会と、各々その機關を獨立化させるやうにし、ダラ幹組合を無力化せ

しめなければならない。)

(ホ)資本家が作った工場委員会——労資半々の委員によつて構成するもの——の場合は、それを次の如き戰術を以て闘ふこと。

1、この種の工場委員のある工場には、必ず親睦會式の組織があるから、それを戰闘化し、事實上の工場委員会化し、その代表者を資本家の作った協調的工場委員会へ押し出すこと。
2、派遣された代表者は、協調的工場委員会に於て、豫め「事實上の工場委員会」に於て討議され、決定されたら、労働者の日常利害に關する問題を持ち出して闘ふこと。
3、かくして闘ふときは、資本家側は、協調的工場委員会を、大抵は撤止する。さうなれば、事實上の工場委員会——親睦會を戰闘化したもの——があつて残るし、もしも、資本家側が協調的工場委員会を廢止しない場合は、それを、あくまで暴露の壇上として利用し、事實上の工場委員会を益々擴大強化させることが出来る。以上の戰術は、一見、複雑のやうに見えるが、この戰術こそは、我々の實戰の中から生れた最上の效果的戰術である。いきなり、協調的工場委員会の廢止を叫び、それと對立させて自主的工場委員会を作らうとしても出来るものではない。

(ハ)共済組合と戰闘的工場委員会に轉化する場合には、先づ「共済組合の管理權を従業員の手へ」「共済的事業は従業員の自主的工場委員会の一事業として」が中心スローガンになる。無論この場合にも、共済組合の組織を利用して、工場内大衆の日常利害問題が討議され、それを自主的戰闘的工場委員会へ轉化させることの必要が、執拗にアジプロされなければならない。(これと關聯して、健康保險委員会は自主的工場委員会が任命し、その統制に服せしむべきだ、といふアジプロが必要だ。)

(ト)親睦會式の組織を、戰闘的工場委員会化する場合の方針について、同志小泉は次の如く述べてゐる。これに屬する會は、五十名から百名内外の工場に非常に多い。それ以上になると職場々々で、組織されてゐるやうだ。その目的は、春秋二回の遠足、觀劇、會員の祝事(冠婚、出産等)災害、病氣、死亡等に際し、一定金額の贈與等を行ふことにある。大概の場合「職長」がその會長で、労働者はこの「職長」への義理として加入し、會費をかけてゐるにすぎない。職場別に組織されてゐるこの種の會は、爭議に際して、屢々職長が裏切りの道具に使用する。また半手工業的

産業の工場では、仕事上から来る職場の對立感情助成の道具となつてゐるのが多い。……この種の會を戰闘化せしめるためには、

- 一、工場内に於て毎月一回總會を開催すること。
- 二、この總會に労働者の日常利害問題(工場委員会に於けると同様)を持ち出し討議すること。
- 三、職場別に存在する場合は全工場的に統一すること。各職場の會から代表者を選び、その代表者によつて全工場的委員会を組織すること。

而して、その委員会に各職場の總會で決定された日常利害問題に關する議案を提出し討議すること。かくすることによつて、我々はやがてこの種の會を完全な工場委員会にすることが出来るであらう」と。

(チ)以上、様々の工場委員会的組織を戰闘化する場合の方針を述べたが、最も肝心なことは、従業員の政治的、經濟的、日常利害に關する問題を、現在の非戰闘的な工場委員会的組織へ持ち出し、それを戰闘化すべきだといふ點に在る。

(リ)だが、現在の狀態の下に於ては、戰闘的、自主的工場